久留米市公告第 307 号

久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

久留米市長　原口　新五

１　業務の概要

(1)　業務名

久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託

(2)　業務の内容

別紙「久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託　提案仕様書」（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3)　業務期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※当該業務の履行状況が良好な場合においては、予算の議決を経ることを前提に、最長令和１２年３月３１日まで随意契約の相手方とすることができる。ただし、市の施策変更等により、当該契約を行わない場合がある。

(4)　履行場所

・久留米市城南町１５番地３　久留米市役所庁舎

・その他、市内商業施設等庁舎外での出張申請受付等業務あり

２　予算額

見積額の上限は年額 92,808,000 円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）とする。

３　参加資格

１の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。

(2)　久留米市から指名停止措置を受けていないこと。

(3)　国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

(4)　参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。

・久留米市内　県税及び市税

・久留米市以外の福岡県内　県税

(5)　電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7)　福岡県内に本店又は支店・営業所を有している法人であること。

(8)　中核市又は人口 20 万人以上の自治体でマイナンバー制度全般に関する問い合わせに対応したコールセンターの委託の実績を通年で１年以上有すること。

(9)　以下のいずれかの取得事業者であること。

・プライバシーマーク

・ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、(1)～(10)を満たさなくなった場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4　選考方法

上記３の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を久留米市マイナンバーカードコールセンター等業務委託プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

5　応募手続等

(1)　担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒830-8520 久留米市城南町１５番地３

久留米市市民文化部市民課　（担当　西水、渡邊、土井）

電話 0942-30-9742 ファクシミリ 0942-30-9758

Ｅﾒｰﾙ shiminka@city.kurume.lg.jp

(2)　参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。本市の名簿登録者の場合、イ、ウ、エ、オ、ケ、コは不要。キ、クはいずれかで可。なお、ウ、エは参加申込期限から３か月以内に発行されたものに限る。

ア　参加申込書（様式第１号）　１部

イ　誓約書（様式第４号）　１部

ウ　登記事項全部証明書　原本　１部

エ　納税（滞納なし）証明書（下記参照）原本　１部

オ　役員等調書及び照会承諾書（様式第３号）　１部

カ　参加資格に係る申立書（様式第５号）　１部

キ　プライバシーマーク登録証の写し　１部

ク　ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 認定証の写し　１部

ケ　委任状（様式第６号）　１部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

コ　使用印鑑届（様式第７号）　１部

サ　会社概要（支店・営業所等の記載があるもの）　１部

シ　業務実績表　　１部（様式第８号）

［納税等証明書］

所在地区分に従って法人・個人別に該当する証明書を提出。

参加権限を委任する場合、所在地区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外（県外）	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その３の３）	国税に未納がない証明（納税証明書その３の２）
市外（県内）	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税に滞納がない証明

（例１：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例２：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出）

①　提出場所

上記５(1)に同じ。

②　提出方法及び期限

ア　提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

イ　提出期間及び時間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月２０日（金）（土日祝日を除く。郵便の場合は、必着。）までの午前８時３０分から午後５時まで

③　参加資格の確認

参加資格を確認のうえ、資格審査結果を令和８年１２月８日（火）に担当者宛てメールで通知するとともに、通知書を発送する。

(3)　実施要項等に対する質問期限及び回答

①　質問方法

質問書（様式第９号）を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡をすること。

② 質問期限

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１１日（水）午後５時まで（必着）

③ 回答方法

令和８年１１月１８日（水）までに、質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、必要に応じて市ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出及び審査

① 提出書類

ア 企画提案書

イ 見積提案書

ウ 参考見積提案書

エ 企画提案書の電子データを格納したCD-R

② 提出方法及び期限

ア 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

イ 提出期限

令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月１１日（金）（土日祝日を除く。郵便の場合は、必着。）までの午前８時３０分から午後５時まで

③ 企画提案に係るプレゼンテーション

実施日 令和８年１２月２４日（木）予定

（応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。）

(5) 審査結果通知

審査結果は、プレゼンテーション審査を行った全ての者に対し、令和９年１月２５日（月）（予定）に文書にて通知する

(6) 失格となる場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 見積提案書に記載された見積額が、久留米市の定める予算額を上回った場合

キ 評価基準に定める「内容評価点」が配点の６０％以下の場合

ク その他企画提案に関する条件に違反した場合

6 その他

詳細は、実施要項、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。